

特定非営利活動法人 Gland・Riche 倫理規定

(目的)

特定非営利活動法人 Gland・Riche（以下「法人」という）に勤務する職員は、福祉・保健・医療の担い手として専門職の誇りをもち、社会的使命と職務の責任を常に考え、豊かな人間性を磨くことを心がけるため、ここに倫理規定を設ける。

倫理綱領

当法人の基本理念である「他社（者）と競合しない。横に繋がり隙間を埋める地域福祉」を遂行するために、利用者様個人の尊厳の保持、自立支援、生活と権利の保障並びに良質で適切な福祉サービスの提供について、認識を深め確固たる倫理観の基に専門的で公平・公正なサービスを実践するために自己管理の徹底と決意を表明するために「倫理綱領」を定めます。

1、生命の尊厳

職員は、利用者様の生命・身体の安全及び自由に対する権利について最大限尊重します。

2、人権の擁護

職員は、いかなる理由によっても差別をせず、いかなる場合であっても暴力・暴言等の虐待並びに身体拘束は許されない行為であると自覚し、福祉サービス利用者様の人権をあらゆる知識と技術を駆使して擁護します。当法人は、人権、多様性、異なる価値観を尊重し、当法人と関係を持つ全ての人々に対し、いかなる場合においても敬意をもって接し、一切の差別やハラスメントを行いません。

3、自主性の尊重

職員は、利用者様本意のサービス提供に努め、利用者様の意見・主張に耳を傾けるのは勿論のこと、積極的に情報を提供し、利用者様自らが選択できるように配慮のうえ、自己決定したことを尊重し、行動が実現できるように積極的な援助に努めます。

4、個人の尊重

職員は、人生・生活観の異なる利用者様一人ひとりの人としての個性・主体性・可能性を尊び、安心と誇りを持って心豊かで潤いのある生活を共に作り上げるように努めます。

5、プライバシー・財産の保護

職員は、利用者様のプライバシーの保護、秘密の保持並びに私物管理及び私的空間と時間の確保に配慮し、財産の適正管理を推進し、利用者様との信頼関係の保持に努めます。

6、地域社会との交流・協力

職員は、利用者様が地域社会の一員として生活していくために、理解・協力を得られるように地域社会に働きかけ、社会資源を効果的に利用し、関係機関・諸団体との連携のもとに社会参加・交流の促進を図ります。

7、施設サービスの点検・評価

職員は、施設（事業）サービスに関する不服・苦情を受け付け解決を図ります。

さらに、福祉サービス第三者評価機関によるサービス点検・評価を受審し、利用者サービスの向上と施設運営の適正化に努めます。

8、専門的な支援の確立

職員は、高齢者福祉事業の役割と使命を自覚し、専門的知識、技能の向上を目指して日々研鑽に努め、利用者様が生きがいのある、健全で充実した人生が送れるように継続的に支援を行い、広く社会から信任を受けられるように努めます。

9、社会的ルール（コンプライアンス）の遵守

職員は、法人の理念・指針・職員倫理綱領及び法人が定めた諸規定・規則の遵守は勿論のこと、事業遂行に必要な関係法律を学び理解し、反社会的勢力との関りを禁じます。適正に事業を運営し、公益的な役割を担う社会福祉法人の一員としての自覚のもとに法令遵守に努めます。

行動指針

1、差別の禁止

子供扱いするなど、その人の年齢にふさわしくない接し方はしません。

障害の程度・状態・能力・性別・年齢等で差別しません。

利用者様本人の前で障害の呼称・状態を表す用語を差別的に使いません。

障害のために克服が困難なことを、本人の責任とするような発言はしません。

利用者様に対して、偏見や先入観をもって接することはしません。

利用者様の言葉や動作等の真似をしたり、利用者様の行為を嘲笑したり、興味本位で接することはしません。

2、利用者様の主体性と個性の尊重

利用者様の入退所・移動にあたっては、本人・御家族に十分な説明を行い、本人が選択の機会が得られるように努めます。

利用者様一人ひとりに個別援助、支援計画を作成します。また、個別援助、支援計画の実施にあたっては、本人・御家族への説明を行い、同意を得た上で行います。

施設運営・サービス内容等に対する利用者様・御家族の意見・要望等を聞く機会を定期的に設け、意見等が反映されるように努めます。

行事や活動計画には計画段階から、利用者様に伝え、協議し、利用者様が参加できるように努めます。

利用者様の個人的好み・嗜好を尊重します。

利用者様の活動においては、利用者様の生活歴をよく知り、施設利用までの生活習慣を尊重するように努めます。

利用者様が意思決定できる機会を増やし、自己実現に向けた支援、介護を行います。

3、プライバシーの保障

職務上知り得た利用者様個人の情報は他に漏らしません。

本人・御家族の了解なしに所持品の確認を行いません。

本人・御家族の了解なしに、本人の写真や名前、作品等を掲示・展示公開したりしません。

本人・御家族の了解なしに、主治医から情報を得ることはしません。

他の機関への情報提供がたとえ本人の利益のためであっても、本人・御家族の了解なしには行いません。

利用者様のプライバシーに関する話を他の利用者様の前でしません。

4、人権の尊重と対等な立場での支援、介護、援助

利用者様と職員は対等な関係にあり、年齢にふさわしい敬称で呼び合うように努めます。

利用者様に対して性的に不快にさせるあらゆるセクシュアルハラスメントに該当する行為及び該当する恐れのある行為をしません。

利用者様に対して交換条件を持ち出ししません。

利用者様が理解しやすい言葉や表現を使うように努めます。

利用者様の嫌がることを強要しません。

5、体罰等の禁止

殴る、蹴る、つねる等の行為、その他故意に怪我をさせるようなことはしません。

身体拘束や長時間の正座、直立等の肉体的な苦痛を与えることはしません。

軽蔑や無視等の精神的な苦痛を与えることはしません。

食事を抜く等、人間の基本的な欲求にかかわる罰を与えることはしません。

いかなる場合でも体罰は容認しません。

自傷や他害等の危険回避のための行動上の制限については、本人・御家族への明確な説明を行います。

利用者様に対して威圧的な態度はとりません。

6、社会参加の促進

利用者様が地域の地域資源の利用や催し物に参加する等地域社会とのつながりをもてるよう支援、介護します。

利用者様の活動に地域のボランティアを積極的に受け入れます。

施設の中の活動に止まらず、必要に応じて外出の機会を設けます。

7、専門性の向上と倫理の確立

利用者様に対する支援、介護は、職員の統一した考えのもとに行います。

職員は、相互に啓発しあい、倫理の確立と専門性の向上に向けた積極的に研修に参加する

等自己研鑽に努めます。

職員は、利用者様支援、介護、援助にあたり、絶えず自己点検、相互点検に努めます。

8、私的利益の禁止

当法人の職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することはいたしません。

9、利益相反の防止及び開示

当法人の職員は、その職務に際し、この法人と利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他当法人が定める所定の手続きに従います。

特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特例の利益を与える行為を行いません。

10、情報開示及び説明責任

当法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めます。

11、本規定の位置付け

本職員倫理規定及び行動指針は、法人が定めた規定の一つであり、これに違反するときは、就業規則の規定に基づき懲戒処分の対象となるものです。

(改廃)

この規定の改廃は理事会の決議を経て行う。

付則

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

付則

令和6年4月1日改定。